

令和4年白浜町議会第4回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和4年12月16日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において9時57分開会した。

1. 開 議 令和4年12月16日 9時58分

1. 閉 議 令和4年12月16日 13時50分

1. 散 会 令和4年12月16日 13時50分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 11名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	長 野 莊 一	2番	堅 田 府 利
3番	溝 口 耕太郎	4番	正 木 秀 男
5番	廣 畑 敏 雄	6番	横 畑 真 治
7番	西 尾 智 朗	8番	水 上 久美子
9番	松 田 剛 治	10番	小 森 一 典
		12番	辻 成 紀

欠席議員 1名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

11番 黒 田 武 士

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 濱 口 伊佐夫 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 澗 誠 副 町 長 愛 須 康 徳
教 育 長 豊 田 昭 裕
富田事務所長

兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	久 保 道 典
総務課長	寺 脇 孝 男	税 務 課 長	中 尾 隆 邦
民生課長	中 本 敏 也	住民保健課長	泉 芳 明
生活環境課長	榎 本 崇 広	観 光 課 長	新 田 将 史
建設課長	玉 置 康 仁	上下水道課長	清 水 寿 重
地域防災課長	木 村 晋	消 防 長	濱 田 孝
教育委員会			
教育次長	廣 畑 康 雄	総務課副課長	山 口 和 哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

11番 黒田議員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和4年第4回定例会3日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日は一般質問3名を予定しています。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い致します。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可してまいります。

通告順5番 1番 長野君の一般質問を許可します。

長野君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分です。

質問事項は、1つとして、安心・安全な町づくりについて、2つとして、林業の振興について、3つとして、学校の安全管理についてであります。

初めに、安心・安全な町づくりについての質問を許可します。

1番 長野君（登壇）

○1 番

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、質問事項1、安心・安全な町づくりについて。白浜町津波避難計画の改訂について、お伺いいたします。

月日がたつのは早いもので、阪神淡路大震災から27年が経過し、東日本大震災から11年が経過しました。その時間の経過の中で社会の状況が大きく変わり、震災の教訓も減災課題も大きく変化してきています。とりわけ次の大震災の発生が言われている今、学ぶ段階から生かす段階へということで、教訓の再整理を図りつつ、その実現に向けて歩を進めていかなければならないと思います。また、時間の経過とともに、学ぶ内容も学ぶ姿勢も変わってきています。

平成29年3月に白浜町津波避難計画を策定し、今回一定の期間が経過したので、計画策定以降に整備した津波避難施設や各地域の現状などを、経年変化を整理した上で計画に反映するため見直しを行ったと説明を受けたところでございます。そこでお伺いいたします。

今回の改訂で、より避難方法を充実させるため、津波避難困難地域が広範囲に点在し、かつ、一定の速度での避難が困難と考えられる地区について基準を設けた上で、津波避難施設の整備も含めた避難方法を検討するとのことですが、今後どのように取り組んでいくのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま長野議員より、本年度において取組を進めております白浜町津波避難計画の改訂に関するご質問をいただきました。

白浜町では平成26年10月に、和歌山県が公表した町内11地区の津波避難困難地域の解消を図るため、平成29年3月に白浜町津波避難計画を策定し、計画的に津波避難施設の整備を進めてきたところでございます。こうした津波避難施設や地域の現状などを新たに本計画へ反映させるため、現在見直し作業を行っているところでございますが、その中で、避

難方法について一定の基準を設け、対策が必要な地区があれば、ハード整備を検討するもの
といたしました。今後の取組や詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

今後の取組や詳細につきましては、ご答弁させていただきます。

今回の改訂におきましては、現計画に基づき整備いたしました津波避難施設や地域の現状
などを反映するとともに、避難歩行速度の在り方も見直しを行いまして、より地域の実情に
沿った内容となるように作業を進めているところでございます。また、今回の改訂では、さ
らに避難方法の充実を図るために、津波避難困難地域が点在する地区におきまして、津波到
達時間までに初期避難場所へ移動する際の速度が毎分60メートルを超える箇所があり、か
つ、津波避難困難地域の対象となる戸数がおおむね100戸以上見られる地区につきましては
は、ハード整備を含めた避難方法の検討を前提に、津波避難困難地域の抽出を行うこととい
たしました。

その結果、富田地区が対象となることから、今後地元区とも具体的な避難方法などについ
て協議してまいりたいと考えております。

また、各地区で避難困難地域の残る地域に対しましても、改訂内容を報告することとして
おりますが、避難歩行速度の見直しにより、各地区で設けることといたしました目標速度で
逃げるができるように、引き続き避難訓練を実施していただくこともお願いしてまいり
たいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

1番 長野君

○1 番

南海トラフ巨大地震、東海・東南海・南海3連動地震に備えて、1人でも多くの命を救う
ための対策が急がれます。住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自助・共
助・公助の連携を軸とした防災対策を実施していただきたいと思えます。

これで私の安心・安全な町づくりについての質問を終わります。

○議 長

以上で、安心・安全な町づくりについての質問は終わります。

次に、林業の振興についての質問を許可します。

1番 長野君

○1 番

続きまして、質問事項2、林業の振興について。

1点目、白浜町木材利用方針の趣旨についてお伺いいたします。

木材の利用促進は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、そのための脱炭
素社会の実現が我が国の緊要な課題となっていることに鑑み、森林における養林、保育及び
伐採、木材の製造、建築物等における木材の利用並びに森林における伐採後の造林という環
境が安定かつ持続的に行われることにより、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強
化が十分に図れることを旨として行わなければならない。

国民の間に広く木材の利用促進についての関心と理解を深めることを目的として、漢字の木という字が十と八に分解できることにちなみ、10月8日を木材利用促進の日、10月を木材利用促進月間として法定化、国等が普及啓発の取組を行うことが定められました。そこでお伺いいたします。

白浜町木材利用方針の趣旨について、当局の答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

長野議員から林業の振興についてご質問をいただきました。

議員もご質問で触れておられますように、地球温暖化防止は人類共通の課題であり、そのための脱炭素社会の実現が我が国の重要な課題となっていて、その解決策の1つとして木材の利用促進が求められています。このことは、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第3条に定める基本理念においても明確にうたわれております。当町におきましても、平成24年に、この法律の第12条に規定されている市町村方針である白浜町木材利用方針を制定し、町内の建築物等における木材の利用促進を図るために必要な事項を定め、取組を進めています。

白浜町木材利用方針の趣旨については、農林水産課長から答弁させます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

白浜町木材利用方針の趣旨につきまして答弁させていただきます。

白浜町木材利用方針の趣旨は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条第1項の規定に基づき、和歌山県が定める和歌山県木材利用方針に即して作成するものであり、町内の建築物等における木材の利用の促進を図るため、建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項、町が整備する公共建築物における木材の利用の目標、建築物用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項、建築物以外での木材利用の促進並びに木材利用の促進に関するその他必要事項を定めるものであるというふうになってございます。

○議 長

1番 長野君

○1 番

続きまして2点目、公共建築物における紀州材の利用状況と今後の活用についてお伺いいたします。

本町の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、建築用材の需要を拡大することは、林業、木材産業の持続性を高めるとともに、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や脱炭素社会の実現に資するものであります。白浜町木材利用方針にも必要事項を定めておりますが、公共建築物における紀州材の利用状況と今後の紀州材活用について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

公共物における紀州材の利用状況、それから今後の活用につきまして答弁させていただきます。

当町では、公共建築物への木材利用の必要性を鑑み、白浜町木材利用方針の制定前から、学校施設の建て替えや大規模改修をはじめ、多くの公共建築物に紀州材を利用してきました。農林水産課で把握できている最近の利用事例を申し上げますと、平成30年度には、白浜民俗温泉資料館の机と椅子、令和2年度には富田中学校屋内運動場のフローリング、壁下地材、内装材の一部で利用してございます。

今後も、白浜町木材利用方針にのっとり、積極的な紀州材の活用を継続させていく必要があると考えてございます。

以上です。

○議長

1番 長野君

○1番

続きまして3点目、町の森林環境譲与税の活用事例と今後の活用についてお伺いいたします。

平成31年4月1日に、森林経営管理法が施行され、手入れが行き届いていない杉やヒノキといった人工林の適切な整備を進めていくための森林経営管理制度がスタートしました。同時に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、森林経営管理制度の推進、担い手育成や確保、森林の有する公益的機能の維持発揮を図るための森林の整備及びその促進に関する施策の恒久的な財源として、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

古くから木の国と呼ばれてきた紀州和歌山県、緑豊かな山々で、長い歳月をかけて良質な木が育てられ、木材づくりが代々受け継がれてきました。森林は環境保全や土砂災害の防止など多くの役割を担ってくれているとともに、森林資源や林産物という豊かな恵みを私たちにもたらしてくれています。そこでお伺いいたします。

町の森林環境譲与税の活用事例と今後の活用について、当局の答弁を求めます。

○議長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番外（町長）

森林環境譲与税の活用についてのご質問をいただきました。

森林環境譲与税は、議員のご質問にございましたように、平成31年の森林経営管理法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、森林経営管理制度の推進、担い手育成や確保、森林の有する公益的機能の維持発揮を図るための森林の整備及びその促進に関する施策の恒久的な財源として創設され、森林環境譲与税の交付が始まった令和元年度以降、当町においても、森林所有者のアンケート調査をはじめとする数多くの事業に活用してきました。

現在行っている令和5年度の当初予算案の編成作業においても、この貴重な財源である森

林環境譲与税を有効に活用し、森林環境の整備はもちろんのこと、公共建築物への木材の利用など幅広い事業への活用を検討しているところであります。

今後もこの制度の趣旨にのっとり積極的な活用を図って行ってまいりたいと考えております。森林環境譲与税の活用事例については、農林水産課長から答弁させます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

森林環境譲与税の活用事例について答弁させていただきます。

森林環境譲与税の活用事例としましては、令和元年度には森林所有者のアンケート調査、それから枯松伐倒事業、令和2年度には枯松伐倒事業、松くい虫防止薬剤樹幹注入事業、令和3年度には森林の測量・間伐事業、枯松伐倒事業、松くい虫防止薬剤樹幹注入事業に活用しております。令和4年度では森林の測量・間伐事業、枯松伐倒事業、それから林地台帳システムの更新、それから松林伐倒の補助金、このようなものに活用してございます。

また、現在、林道補修補助金、それから高性能林業機械等整備事業補助金、それから林道災害復旧工事の財源としての充当も検討しておりまして、これまで積み立ててまいりました基金の運用も視野に入れながら、効果的な活用ができるよう努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

1番 長野君

○1 番

当町も基金の積立てをしておりますが、今後、森林環境譲与税を有効にかつ最大に活用し、森林の持つ公益的な機能が十分発揮できるよう努めていただきたいと思います。

これで林業の振興についての質問を終わります。

○議 長

以上で、林業の振興についての質問は終わります。

次に、学校の安全管理についての質問を許可します。

1番 長野君

○1 番

続きまして、質問事項3、学校の安全管理について。

1点目、学校遊具の安全点検について、現状をお伺いいたします。

学校に設置されている遊具も老朽化が目立ち、使用禁止になっている遊具も見かけます。校庭にある固定遊具は、日々風雨にさらされています。さびや緩み、金属疲労など、通常に使用していても消耗していきます。目に見える部分だけではなく内部が破損している場合もあります。したがって、日々の目視点検だけではなく、定期的な専門業者による点検が重要であると思いますが、学校遊具の安全点検の現状について、当局の答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

長野議員から学校の安全管理についてご質問をいただきました。

白浜町では、各小学校それぞれに10基前後の遊具を設置しております。各小学校の遊具の状況ですが、比較的新しい遊具も多数ありますが、全体的には老朽化が進んでおり、一部使用のできない遊具も存在します。また、遊具の日常点検につきましては学校で行っていますが、詳細点検につきましては、年二、三校ずつ専門業者に依頼し、実施しております。維持管理に係る交換、修繕、撤去等につきましても、専門業者の点検結果及び各校からの要望等を踏まえ順次実施しており、令和4年度は全ての小学校におきまして、一部新しい遊具への交換や修繕など何らかの対応を行っているところです。

しかし、いまだ老朽化した遊具は複数残っており、修繕等により、遊具の状態は少しずつ回復しつつありますが、今後も保守点検を継続し、適正な維持管理に努めたいと思います。

○議 長

1番 長野君

○1 番

続きまして2点目、廃校となっている学校の遊具の管理方法について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

現在白浜町内では、遊具のある廃校となっている小学校が4校あり、少ないところで2基、多いところで11基の遊具が残っております。

若もの広場として利用している旧田野井小学校グラウンドの遊具は専門業者の点検を、障害者福祉施設として貸与している旧市鹿野小学校の遊具は、貸与先の事業所が点検を行っていますが、その他の廃校の遊具につきましては管理ができないため、撤去の検討を進めたいと考えております。

○議 長

1番 長野君

○1 番

続きまして3点目、学校内の樹木の管理方法についてお伺いいたします。

今年の8月、鹿児島県のある小学校で校庭中央付近にある大イチョウの下で芝刈りをしていた校長に折れたイチョウの枝が直撃し、校長は、搬送先の病院で死亡が確認されました。イチョウは高さ約20メートル、幹回り6メートル、折れた枝は長さ約8メートル、直径約30センチあり、十数メートルの高さから落下、樹齢は160年以上と推定されています。

白浜町内にも、様々な樹木があると思いますが、これらの樹木の多くが植えられてから数十年が経過し、大きく生育しています。しかし、大きく丈夫に見える樹木であっても、樹種によっては幹の内部が腐朽し、生育に伴って張る根により、周辺の路面や構造物に悪影響を及ぼしている木もあるのではないかと思います。学校内の樹木の管理方法について、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

白浜町内の各小中学校には多くの樹木がありまして、グラウンドの砂の飛散防止の垣根や、卒業時の記念樹として、また、学校や地域のシンボルとして植えられております。

樹木の伐採につきましては、台風などにより被害を受けたり、枯れたり、支障になっているものを中心に行っております。また、毎年、必要に応じて、教育委員会や、生活環境課の職員、白浜町シルバー人材センター、森林組合などに依頼して、樹木の伐採及び剪定等を行っております。

令和4年度におきましては、白浜第一小学校、白浜第二小学校、西富田小学校、北富田小学校、日置小学校、安宅小学校、白浜中学校、日置中学校で、樹木の伐採や剪定を既に実施済み、または実施を予定しております。各学校では、主に夏期の清掃活動時に、児童・生徒と保護者が共に、また、日常的には学校用務員が草木の手入れを行っております。

なお、害虫被害の確認につきましても、各学校にマニュアルを示し、年一、二回実施しております。今後も、学校や地域の要望等を参考にしながら、学校の活動や地域の支障にならないよう、また、大きくなり過ぎて伐採や大規模な剪定が必要な樹木につきましても、適正な管理を行えるよう、引き続き計画的に管理してまいります。

以上です。

○議 長

1番 長野君

○1 番

これからも、子供たちに危険が及ばないように、しっかりと改善に取り組み、適切な安全管理をしていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議 長

以上で、学校の安全管理についての質問は終わりました。

これをもって、長野君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 26 分 再開 10 時 34 分）

○議 長

再開します。

通告順6番 9番 松田君の一般質問を許可します。

松田君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分です。

質問事項は、1つとして手話言語条例について、2つとして、代読、代筆支援の充実について、3つとして子育て支援についてであります。

初めに手話言語条例についての質問を許可します。

9番 松田君（登壇）

○9 番

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を始めます。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及を促進し、かつ、地域において手話が使用されやすい環境を整備するための町の責務、及び町民の役割を明ら

かにすることにより、全ての町民が共生することができる地域社会を実現することを目的として、2021年9月議会にて、白浜町手話言語条例制定案が可決されております。また、町は、(1)手話に対する理解及び手話の普及に関すること、(2)手話による意思疎通や情報取得に関すること、(3)手話通訳者の派遣等手話による意思疎通支援に関すること、(4)手話奉仕員の養成に関すること、(5)その他町長が必要と認める事項について、総合的かつ計画的に、施策を実施すると明記されております。

ここで当局にお伺いいたします。

条例では、手話を使いやすい環境を整えるための施策に取り組むことを白浜町の責務と明記されており、手話への理解を含めて施策に協力するよう、住民に努力を求められておりますが、現状どのような計画を立てられ、条例運用をされているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

松田議員から、白浜町手話言語条例制定後、適切な条例運営等がなされているかのご質問をいただきました。

白浜町手話言語条例は、「手話に対する理解及び手話の普及の促進は、手話を必要とする人が手話による意思疎通を図る権利を有しており、その権利は尊重されることを基本として行わなければならない」を基本理念とし、手話を必要とする方と共生できる地域づくりを目指し、また、福祉サービスの拡充の一環として手話ができる人材を増やすこと等を主な目標として、令和3年第3回定例会において可決、承認され、令和3年9月22日に施行してございます。

条例制定後は、みなべ町、上富田町との3町合同による手話奉仕員養成講座を令和3年10月4日から開催するなど、少しずつではありますが、地域において手話が使用されやすい環境を整備するための取組を進めているところでございます。

詳細につきましては担当課長から答弁させます。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

初めに、当町が手話言語条例制定に至るまでの経緯としまして、言語には「音声言語」と「手話言語」があることが、国際的な条約、障害者権利条約で定められており、日本では障害者基本法で、「言語（手話を含む）」と明記されております。手話言語は音声言語と対等な言語であることの理解と普及が必要となっております。そういった中、白浜町では手話を使用されている方が数名おられますが、意思疎通支援者が町内に1名しかおらず、手話通訳者の派遣については、主に田辺市在住の方に依頼しており、その方に依存している状況でございます。また、町の窓口において手話ができる職員がおらず、聴覚障害者の方が窓口に見えられた際は筆談で対応しているのが現状でございました。こういった課題解決に向け、当町としましても手話言語条例を制定し、手話言語の認知向上と手話言語通訳の役割への理

解の飛躍的な前進を目指し、白浜町、身体障害者連盟、一般社団法人和歌山県聴覚障害者協会をはじめ、町議会議員各位並びに関係者の皆様のご理解とお力添えをいただき、当条例が施行されてございます。

適切な条例運営がなされているかのご質問でございますが、同条例第5条第1項第4号に規定されております「手話奉仕員の養成に関すること」につきましては、先ほど町長から答弁がございましたとおり、みなべ町、上富田町との3町合同による手話奉仕員養成講座を令和3年10月4日から開催し、手話奉仕員の養成に取り組んでいるところでございます。

また、広報しらはま令和3年11月号に、同条例が制定されました旨の記事の掲載、また、地元新聞社に情報提供し記事を掲載していただくなど、手話に対する理解及び手話の普及に取り組んでございます。

そのほかに掲げる施策につきましても今後も総合的かつ計画的に進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

みなべ町、上富田町、白浜町の各町は、2021年10月より、合同で手話奉仕員の養成講座を始めておられますが、今日までの受講者の状況はどうか。また当局の受講推進での取組はどうか、答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

手話奉仕員の養成講座に係る今日までの受講者の状況及び当局の受講推進での取組についてご質問いただきました。

議員ご指摘のとおり、みなべ町、上富田町との3町合同による手話奉仕員養成講座は、令和3年度を入門編として、令和3年10月4日から計18回開催し、約2か月ごとに、上富田町、みなべ町、白浜町に会場を移して開催し、当町としましても一般公募を行った結果、3町合わせた定員20名中7名の応募があり、町職員を含め9名が受講しました。

また、令和4年度を基礎編として、令和4年7月4日から12月26日までの間で、こちらも約2か月ごとに、上富田町、みなべ町、白浜町に会場を移して開催し、計22回で受講終了となります。

総勢15名中、当町からは町職員を含め4名が現在受講中です。

今後も、手話奉仕員の養成講座の受講者を町内から広く募集し、将来的には町内在住の手話通訳者が、様々な面において活躍されることを目指してまいりたいと考えております。

○議 長

9番 松田君

○9 番

町内にも手話教室などのサークル的な活動をされている団体もあると思います。このように活動されている団体に対し、町として何か支援等をなさっておられるのか。もし支援等がされているのであれば、具体的にどのようなことをされているのか。

また、支援等がされていないのであれば、活動されている団体に対し、今後支援等のお考えがあるのか、当局の答弁を求めます。

○議 長
番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

町内の手話教室などのサークル的な活動をされている団体に対して、町として何か支援等をしているのかとのご質問をいただきました。

現在、当町としまして、町内のボランティア手話サークルに対して、町の施設を使用される場合には使用料の減免措置を行ってございます。今後も白浜町手話言語条例に沿った必要な施策を推進するため、支援策も含めた関係団体との連携強化につきましても検討してまいりたいと考えてございます。

○議 長
9番 松田君（登壇）

○9 番

私の知り合いの方で聴覚障害を持たれた方がおられまして、以前にそのお宅におじゃまさせていただいたとき、いろいろとお世話になったことがありましたが、帰り際にお礼の気持ちをうまく伝えることができず、申し訳ない気持ちになったことがありました。もしそのときに少しでも手話のことを知っていたら、感謝の気持ちを伝えることができたのではと感じております。

手話は、聴覚障害を持たれた方にとっては、私たちがふだんの言葉で会話し、相手に気持ちを伝えたりとする手段と同じで、コミュニケーションを取る上での重要なツールとなります。私も自分自身の手話の認識を深め、聴覚障害を持たれた方とのちょっとしたコミュニケーションを持つことができるように、機会があれば、手話奉仕員養成講座などに参加したいと思っております。

先ほどの当局の答弁より、町職員さんが手話奉仕員養成講座を現在受講されているとお話がありました。町の代表でもある町職員さんのそういった前向きの姿が、今後の手話に対する理解及び手話の普及としての促進にも大きく影響があると思いますので、今後とも率先して取り組んでいただくことを提言させていただき、この項についての質問を終わります。

○議 長
以上で、手話言語条例についての質問は終わります。

次に、代読、代筆支援の充実についての質問を許可します。

9番 松田君

○9 番

近年、高齢化の進展に伴い、視覚障害者のみならず、視力が低下した高齢者など読み書きに支障がある人への支援の必要性が訴えられています。日常生活を送る上で、読むことと自己の意思を表すための書くことは必要不可欠の行為と言えます。しかし、視覚障害者や視力が低下した人や高齢者などには、これが十分に保障されているとは言えない状況にあると思います。こういった読み書きに支障がある人への支援は、共生社会の実現に向けても重要な課題となります。

そこで必要となるのが、目の不自由な人を対象とした代読、代筆などの読み書き支援の充実です。

例えば金融機関や役場から送られてくる通知や広報紙など、社会生活を送るために必要な書類などを受け取っても、目が不自由なために確認できないという事態に悩む人は少なくありません。また、東日本大震災では、多くの被災者が避難生活を送る中で、避難所などに掲示された各種お知らせ等が自ら読めず、周囲に読んでくれる人もいなかったため、必要な救済物資を受け取れなかった高齢者や障害者がいたとの指摘もございます。

あらゆる物事に関する情報化の流れが進展した今日において、情報を正確に得て発信することは極めて重要と言えます。

国レベルでは、平成23年7月に成立した改正障害者基本法に読み書き支援サービスを行う人の養成、派遣を国や自治体に求める規定が盛り込まれ、さらに平成25年4月に施行された障害者総合支援法の実施要綱に、自治体が行う支援の1つとして、代読、代筆支援が明記されました。

今後潜在的なニーズを含めて、読み書きが困難な人への支援の必要性は一層高まると考えられます。

ここで当局にお伺いします。県内では、和歌山市が平成29年度より読み書き支援を実施されております。当町でも、個人情報保護を遵守できる専門の支援員の養成に取り組むなど、代読、代筆支援を必要とする人のニーズに応じて、いつでも受けられる仕組みづくりを推進する取組があればと考えますが、今後このことについて、検証の機会の有無も含め、当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

議員より、代読、代筆支援の充実についてご質問いただきました。

文字による情報伝達量は日々増大し、視覚による情報入手が困難である視覚に障害がある方にとって、書類等を読むこと、書くことは困難を伴う行為であり、日常生活を送る上で、これらの読み書きに対する支援は、当町にとりましても検証を進めていかなければならないと認識してございます。

議員からもお話がございました和歌山市では、平成29年4月より、視覚障害者、その他の障害のために字の読み書きが困難な方を対象として、代読、代筆を行うヘルパーを派遣する事業を実施されております。公的機関またはそれに準ずる機関からの郵便物、資料等の代読、生活上必要不可欠な説明書等の代読、公的機関またはそれに準ずる機関への申請等に係る代筆、その他対象者が情報を確保するために必要な資料の整理、確認等の支援を1回当たり30分、1か月当たりの上限5時間を基本時間とされています。

当町としましても、こういったほか自治体の取組事例を参考とし、支援に向けた仕組みづくりを研究していきたいと考えてございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

代読、代筆支援の必要性についてはまだまだ認知度も少なく、実施している自治体も少ないのが現状ではございますが、潜在的なニーズの把握も必要ではないかとの思いで今回質問させていただきました。

以上で、この項についての質問を終わります。

○議 長

以上で、代読、代筆支援の充実についての質問は終わります。

次に、子育て支援についての質問を許可します。

9番 松田君

○9 番

令和4年9月議会でも一般質問をいたしました。今回も引き続き子育て支援関連について質問をさせていただきます。

子育てといえばお金がかかるというイメージがあり、経済的理由から子づくりを回避する、あるいは2人目をつくらない夫婦もおられます。政府の結婚、出産等に関する意識調査によれば、理想的な子供の数を夫婦に聞くと、どちらも2人が多数を占めるのですが、理想より現実には1人少ないと考える人もたくさんおられると思います。理想と現実が異なる理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからが圧倒的で、誰もが子育てはお金がかかり大変だと考えていることが分かり、多くの20代から40代の方が感じていることではと考えます。確かに、子供を育て上げるためには1人当たり2,000万円はかかると言われていたほどたくさんのお金がかかります。子供が好きだからといって、3人、4人と簡単に産める時代ではないかもしれません。

このように少子化は地域にとっても大きな問題であります。国も、子供を産み、育てることに喜びを感じられる社会を目指して、次代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や、安心して子供ができる環境整備のための施策の総合的な子ども・子育て支援を推進しており、こども家庭庁の新設もあり、育児教育支援に国費を投じていく動きもあります。

また、育児サポートとして実施されている全国自治体の施策の例といたしまして、紙おむつ購入助成事業として、子育て世帯の経済的負担軽減のために紙おむつ購入費の助成を行う1枚1,000円の助成券を12枚交付、市内在住の3歳未満の乳幼児の保護者に対し紙おむつ用ごみ袋を支給（年最大100枚）、子供が1歳になるまで使用できるすくすく赤ちゃん券3万円分を支給することで、おむつ、授乳関連用品代を助成、2歳未満を含む18歳以下の子を3人以上養育する世帯に市の指定店で紙おむつを購入できる紙おむつ等給付券（1か月につき1,000円券を2枚）交付、3歳までの乳幼児のおむつ代2,500円を月1回支給、チャイルドシート購入費助成券（補助金の額はチャイルドシートの購入価格の50%とし1台につき1万5,000円を限度とする）支援、育児用品の貸出しとしてベビーベッド、ベビー用体重計、ベビーバス（湯温計つき）の無料貸出し、ブックスタート事業として赤ちゃんの成長に合わせて3回絵本を送り子供の読書活動のきっかけづくりと読書を通じた親子の触れ合い支援、などがあります。

ここで当局にお伺いします。

育児に必要なものとして、紙おむつ、ベビーカー、ベビーベッド、チャイルドシートなどなど、これらをそろえるだけでも大変お金がかかります。子育て用品などの購入助成として、費用の一部を自治体がサポートしてくれる制度があります。当町町長におかれましても、前回の一般質問で、子育て支援に力を入れていくとのご回答がありましたが、国の助成金を目的とした子育て施策だけで終わることなく、子育てに優しい町としてのイメージアップにつながるような、町独自の予算を捻出し、子育て世帯の経済的なプラスアルファ支援として、積極的に取り入れることもしていただきたいと思いますと思いますが、当局の考えについて答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま松田議員から、子育て支援についてのご質問をいただきました。

政府は、来年4月にこども家庭庁を発足させ、令和5年4月1日に施行されるこども基本法においては、こども施策を総合的に推進するための、こども大綱の策定、こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨や内容についての周知、国や地方自治体がこども施策の策定等を行うに当たってのこども等の意見反映に関する規定が設けられました。また、結婚、妊娠、出産、子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服、全ての子供に健やかで安全・安心に成長できる環境の提供、生育環境に関わらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障することなどを主要事項として掲げ取り組むこととしています。

子ども・子育て支援についてどのような施策が有効で効果があるのか、次年度に向け、検討を指示しているところであります。それらを精査し、実現可能なものは取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議 長

9番 松田君

○9 番

国の総合経済対策に盛り込まれる出産・育児の伴走型相談支援についての質問です。

妊娠中から子供が2歳児の段階まで切れ目なく自治体が相談やサポートに当たる体制を整えられ、必要な経費として国の補助もあり、今年度2022年度中にも希望する自治体で開始することができる方針となっております。

自治体に妊娠届を提出し、母子健康手帳が交付された全ての妊婦が対象で、手帳交付時に、保健師、助産師による面談の案内を受け、後日、面談後に出産準備に使えるクーポン、新生児1人当たり10万円（予定）を受け取ることができるようになっております。また、自治体の判断で、現金給付も可能になるとのことです。

当町も、妊婦や新生児の親を支援する制度はあります。伴走型相談支援として取り組むことにより、国の補助金も有効活用でき、今以上に支援の充実につなげることができるのではと考えますが、当町での取組として、伴走型相談支援を実施していくお考えはどうか、

答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいま松田議員から、伴走型相談支援についてご質問いただきました。

伴走型相談支援と経済的支援の一体化実施の事業につきましては、産前・産後の孤独、孤立や育児不安を抱える妊産婦、子育て世帯への支援を強化するため、妊娠期から出産、子育てまで一貫して、身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援をするものでございます。

伴走型相談支援につきましては、妊娠届出や出生届出を行った全ての妊産婦、子育て家庭及び妊娠8か月の妊婦に対して、助産師、保健師等による面談や相談支援等を継続的に実施し、全ての妊婦、子育て家庭のニーズに即した必要なサービスを支援するものでございます。また、経済的支援につきましては、妊娠届出時と出生届出時における伴走型相談支援の面談後に、それぞれ5万円の助成を行い、妊婦健診受診に係る交通費や出産育児関連用品の購入、子育て支援サービスの利用料等の経済的負担の軽減を図るものでございます。

当町の取組の状況といたしましては、今議会の会期中に追加補正予算として上程させていただき、議会可決後に速やかに出産・子育て応援支援事業に取り組む予定としております。

○議 長

9番 松田君

○9 番

ただいまの当局の答弁より、伴走型相談支援を実施していくとありました。また新生児1人当たり10万円給付についても、現時点ですけど、クーポンではなく現金給付を考えているとの話もお伺いしております。

できれば、今後の具体的な制度設計を進めていく中でLINEを活用した相談支援の実現も考えていただきたいと思います。今議会の会期中での追加補正予算の審議の際にご回答もいただければと思っております。

次の質問です。育児サポートとして実施される全国自治体の施策の紹介の中で、赤ちゃんの成長に合わせた絵本の贈呈があります。読書を通じた親子の触れ合いのきっかけづくりとして絵本の贈呈をすることは、育児をされているお母さん方に喜ばれる支援であると考えますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

松田議員より子育て支援について、ご質問をいただきました。併せて子育て支援に関わる先進事例をご紹介いただいております。

教育委員会からは子供の読書活動の推進、また、読書を通じた親子の触れ合いについてご答弁いたします。

町立図書館では、子供の読書活動の推進として、図書ボランティア団体や保育園、学校と連携し、様々な事業に取り組んでおりますが、その1つとして、幼少期から本に親しむこと

を目的とした事業としてブックスタートがございします。当町のブックスタートは、毎月第4木曜日に、中央保健センターで行う10か月健診の待ち時間を活用し、図書館利用案内の配布とともに、絵本の贈呈を行っています。実績としましては、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大により、4月、5月は中止しましたが、86冊の配布を行いました。また、令和4年度は11月末までで73冊の配布を行っております。現在は、10か月健診のみの配布でございますが、乳幼児健診は4か月健診から3歳半健診まで5回行っておりますことから、この健診を活用し、充実を図ることは読書活動の推進のみならず、親子との触れ合いの観点からも有効であると考えます。

このことから、ご提言いただきましたブックスタートにつきましては、先進事例を参考に事業の充実に向けて取組を進めたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議 長

9番 松田君

○9 番

去る令和4年9月議会での私の一般質問に対し、町長より、若者世代の定住、子育てに優しい魅力あるまちづくりは、当町にとりましても人口減少対策や暮らしの向上のための施策の一環として迅速かつ着実に進めていくことが重要であると考えますとのご答弁がありました。私も全くそのとおりでと考えております。

また、子育て施策については一過性のようなものではなく、恒久的な制度として定着をさせていかなければ、効果も一時的なものになってしまうことも考えられます。

限りある財源であることは十分承知をしておりますが、若者世代の定住、子育てに優しい魅力あるまちづくりの実現に向け、本日私が提案させていただいた施策も検討いただいた上で、国費や県費等の補助制度を活用するなど、予算を確保していただき、人口減少対策や暮らしの向上のための施策実現に積極的かつ迅速に取り組んでいただくことを提言させていただき、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上で、子育て支援についての質問は終わりました。

これをもって、松田君の一般質問は終わります。

暫時休憩します。

(休憩 11時06分 再開 12時57分)

○議 長

再開します。

通告順7番 10番 小森君の一般質問を許可します。

小森君の質問は分割方式です。通告質問時間は60分です。

質問事項は、1つとして、日置川地域の活性化について、2つとして、小学校・中学校における特別支援学級の環境整備と支援についてであります。

初めに、日置川地域の活性化についての質問を許可します。

10番 小森君（登壇）

○10 番

令和4年第4回定例会の最終質問者として、ただいまから質問させていただきます。

私の質問は、分割質問方式として、大きなテーマ2題について質問させていただきます。

それでは最初の1、日置川地域の活性化についてを質問させていただきます。

1956年（昭和31年）、当時の川添村、三舞村、日置町が合併し、日置川町が誕生して以来、さきの平成の大合併と言われる2006年（平成18年）に至るまで約50年間、旧日置川町として町の歴史を歩んできました。昭和の合併時には町の人口は約1万300人を有する町として、山、川、海という地理的条件を満たし、特に森林、山林、木材産業は町の中核を担う地場産業として大変盛んであったと言われていました。その後、社会構造の変革、都市部への人口流出等を経て、日置川地域の活力は徐々に失われるようになっていきました。

旧白浜町との合併時には、旧日置川町の人口は約4,700人ほどでありました。それからもう16年、17年の時を経て、今年9月末現在の日置川地域の人口は初めて3,000人を割り、2,887人となりました。昨今、全国的に少子高齢化、人口減少が叫ばれている中、日置川地域は、その対象地域として、今大きな岐路に立たされていると言っても間違いではありません。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域経済の疲弊、地域の衰退はより一層加速していると言っても過言ではないでしょう。日置川地域の住民の皆さんもこの現状を少しでも改善しなければならない、そのような思いで様々な面に取り組んでくださっています。例えば日置川町商工会におかれましては、道の駅イベントとして「ベアーズロックフェスティバル」を開催され、地域振興に努めておられます。さきの8月27日土曜日、28日日曜日のイベントには、地域住民だけではなく他市町村からも多くの方々、関係人口、交流人口を含め、2日間で約4,000名が来場されました。また、近況では、当日の悪天候にもかかわらず、11月13日日曜日、約3年ぶりに開催された第30回南紀日置川リバーサイドマラソン大会には約700名のランナーがエントリーしてくださり、日置川観光協会の関係者をはじめ、多くの方々が記念大会を盛り上げてくださいました。本当に感謝であります。

コロナ禍以前の日常生活を取り戻したい、あるいは日置川地域の活力を取り戻したい、そのような熱意で日々ご尽力されている住民がたくさんおられます。しかしながら、日置川地域が、大変厳しい現実のただ中に立たされていることもまた事実です。日置川地域の住民の声を聞くたびに、この地域で、以前行われていた花火大会をもう一度実施してほしい。もし実施していただければ、少しはこの地域に活気が戻ってくるのではないかと。そのような要望を多く伺います。そこで、旧日置川町時代に開催された花火大会等を調べましたら、今から約二十二、三年前になりますけれども、1999年（平成11年）に、JAPAN EXPO 南紀熊野体験博の一環として日置川まつりが開催され、その中で花火大会が盛大に執り行われたと伺っています。それ以降日置川まつりは複数回開催されており、そのうち花火大会は第5回大会までの計5回実施されたと言われていました。

確かに花火大会だけを今実施したとしても、日置川地域が活性化するという事は大変難しいことかもしれません。しかしながら、花火大会を実施することで地域の機運が高まり、地域の活性化へとつながる指標、目標となることは確かなことではないでしょうか。

昨年、お隣の上富田町では、コロナ禍の中、町民が元気と勇気を取り戻す地域振興策として、短時間ではありましたが、3か所で花火大会が実施されました。日置川地域における花

火大会は以前のような盛大なイベントとしては難しい側面があるかもしれませんが、少子高齢化、人口減少問題と向き合う日置川地域の活力を少しでも取り戻す催しの1つとして、また、地域活性化の起爆剤として実現することができないだろうか。そのようなことを含めて、最初に、町長の見識を伺いたいと思います。

○議 長

小森君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま小森議員から、日置川地域の活力を取り戻す催しの1つとして、花火大会を開催することに関するご質問をいただきました。

日置川地域における花火大会の開催に関しましては、日置川地域の複数の方とお話する中で、要望をいただいているところであり、地元経済団体を中心に観光資源として、また、地域の活力を取り戻す催しの1つとして、ぜひ実現させたいと考えている方が少しずつ増えてきているように感じています。

議員ご指摘、ご質問のとおり、過去には、日置川地域において花火大会が開催されており、残存する資料を確認しますと、平成11年度に和歌山県南部の当時16市町村という広範囲においてJAPAN EXPO 南紀熊野体験博が開催され、期間中は参加市町村で自然体験を中心とした様々なイベントが行われた中、旧日置川町は日置川まつりとして、ドラゴンボート大会、踊り、カラオケ道場、そして花火大会を開催し、大勢の来訪者があり活況であったようです。

平成12年度からは、JAPAN EXPO 南紀熊野体験博の継承事業として日置川まつりを継続しており、花火大会については、毎年7月に日置川ドラゴンボート大会の前日に開催されていましたが、平成15年度を最後に5年間で終了しています。

日置川地域で花火大会を開催するには、地域の機運がもっと高まり、醸成されることが必要な条件であると考えています。現状においては、花火大会開催への地域の機運が醸成されるものとの前提に立って、過去の花火大会と同様に開催費の大半を町が負担し、残りは地域内外の事業者からの協賛金や、住民の皆様から寄附金を募り開催する方法が受け入れられるのかなど、費用負担の在り方や実施主体及び事務局の体制づくり等の諸課題に対する研究を進めてまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可いたします。

○議 長

10番 小森君

○10 番

それでは、再質問をさせていただきます。

例えば現在活動休止状態となっている日置川まつり実行委員会が活動を再開すること、あるいは日置川町商工会や日置川観光協会など地元の経済団体が名のりを上げ、実施主体や事務局となれば、各団体の会員等を含め相当数の民意が反映されているものとするわけでは

けども、町長のお考えをぜひ伺いたいと存じます。

○議 長
番 外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

議員がおっしゃるとおり、日置川まつり実行委員会が活動を再開させる、または、日置川町商工会や日置川観光協会など地元の経済団体が名のりを上げ、実施主体や事務局としての体制が整った状況となれば、相当数の地域住民からご理解を得られたものと捉えることができると思います。花火大会の実施主体や事務局の体制が明確となり、基本的な計画等をお示しいただければ、実効性等を精査し、対応を検討させていただきたいと考えております。

○議 長
当局の答弁が終わりました。

再々質問があれば、これを許可いたします。

○議 長
10番 小森君

○10 番

再々質問ではないんですけども、最後に一言、すみません、述べさせていただきます。

最後に、先般議会でもこの「ひきよせ」というフリーマガジンが各議員に配布されました。これは日置中学校の生徒たちが、活気あふれる日置のまちづくりをテーマとして、日置の魅力を日置川地域の魅力をたくさんの人々に伝えようとして取り組まれたものです。約4年間、取り組まれているみたいですけども、これを見るたびに、本当に議員である私も、このような若い彼らのすばらしい取組に感銘を多く受け、そして多く学ばせていただいています。

少子高齢化、人口減少問題と向き合う地域においても、こうした若い彼らの躍動する姿をぜひ応援していただきたいという思いも込めて、含めてですね、地域の活力を取り戻す催しの1つとして花火大会を実施していただきますよう、最後によりしくお願いいたします。

以上です。

○議 長
以上で、日置川地域の活性化についての質問を終わります。

次に、小学校・中学校における特別支援学級の環境整備と支援についての質問を許可します。

10番 小森君

○10 番

それでは、分割方式の2番目の質問といたしまして、小学校・中学校における特別支援学級の環境整備と支援について、これから7つの質問をさせていただきます。一挙に読ませていただきます。

それでは、質問させていただきます。

1、特別支援教育への取組について。私たちの国では、2010年、平成22年頃をピークに、少子高齢化、人口減少がより一層加速しており、将来の社会構造に深刻な影響を及ぼそうとしています。昨年2021年（令和3年）の出生数は約81万人であり、2022年の今年の出生数は恐らく80万人を初めて割るのではないかと、そのようなことが予想されて

います。ところで、子供の人口が減少しているさなか、一方では発達障害と呼ばれる子供たちは年々増え続けており、深刻な社会問題となっています。実際、今もなお発達に不安を抱える子供を育てている保護者の方々は大変多くおられます。恐らく私たちの白浜町でも、同じ不安や悩み、苦しみを抱えながら実際子育てをしている保護者の方々も少なくないのではないのでしょうか。

2002年、文部科学省が初めて発達障害の可能性のある児童を調査したことがきっかけとなり、発達障害という言葉が広く認知されるようになったとされています。

さらに特別支援教育の環境整備の大きな転換期となった出来事として、2006年（平成18年）12月、国連総会において障害者権利条約が採択され、我が国では翌2007年に障害者権利条約を批准する運びとなったことに起因していると言われています。特に障害者権利条約に基づく教育分野では、インクルーシブ教育システム（包容するような教育制度）の構築と合理的配慮の提供が掲げられることになりました。

その障害者権利条約の理念を踏まえ、国際連合の掲げる、共生社会の実現を旗印とし、障害がある人もない人も一緒に社会で活躍できるようにしていくためには、誰もが共通のビジョンを抱くことが大切であり、子供たち一人一人の幸せな未来のために、その目的に向けて特別支援教育を様々な視点から支える必要があると、そのように言われているわけでありませう。

特に文部科学省では、2012年（平成24年）の7月に、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が報告されています。具体的な内容は、「就学相談・就学先決定の在り方」「合理的配慮、基礎的環境整備」「多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進」、そして「教職員の専門性向上等」であります。

そこでまず初めに、特別な支援が必要な児童・生徒が一人一人に合った支援を受け、障害の有無に関係なくともに学べる教育環境が整備されていくために、現在白浜町の特別支援教育の具体的な取組とは一体どのようなものであるのでしょうか。当局の答弁を求めます。

続けて、2番目の質問に行きます。2番目は、小中学校における特別支援学級の現状についてであります。

最初の質問でも述べましたが、昨今子供の人口は減少していますが、その一方で発達障害と呼ばれる子供たちは年々増えていると申しました。実は、先日の12月13日に文部科学省から報告された2022年の報告では、小学校、中学校に通う子供たちのうち8.8%が発達障害であるという、そのような報告が最近されています。白浜町でも、令和3年に計画された第4期白浜町障害者計画案に掲載されている障害児を取り巻く環境等では、最新のデータが実は令和2年度ではありますけれども、特別支援学級、小学校の在籍者数における障害児童の在籍者数を見ると、2016年（平成28年）以降において増加傾向で推移していると報告されていました。中学校の在籍者数は、平成28年以降はおおむね横ばいであると報告されていますが、この報告から既に2年が経過している現在では、中学校の在籍者数も増加傾向へと転じていることではないかと伺えます。

特別支援教育を必要としている児童・生徒数は、障害の程度が比較的重い子供を対象として行う学校、つまり特別支援学校へ進学するか、あるいは障害のある子供のために、小学校、

中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級、8人が標準と呼ばれる特別支援学級、さらには小学校、中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒に対して、ほとんどの授業を通常の学級で行いながら、障害に基づく様々な困難に必要な特別の指導を特別の場で行う通級による指導クラスがあります。

そこで白浜町内では、9つの小学校と4つの中学校がありますけども、令和4年度、今年度の特別支援学級の設置数と在籍者数の推移はどうでしょうか。当局の答弁を求めます。

続けて3番目、特別支援教育における教師の専門性について質問させていただきます。

平成31年に文部科学省障害者活躍プランの6つの政策プランの1つに、「発達障害等のある子供達の学びを支える～共生に向けた学びの質の向上プラン～」が示され、具体的な方策として、初めて通級による指導を担当する教師のためのガイドが作成されました。その内容は、通級指導や特別支援学級での指導を受ける児童・生徒の割合が増加する中で、今まで以上に多くの教師が、単に障害のある児童・生徒を理解するだけではなく、一人一人の障害に応じた適切な指導方法を選択、実践する能力が求められる、と示されています。つまり教師の専門性が高く求められるようになったということです。

その主な理由は、特別支援学級では、障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子供一人一人に応じた適切な教育指導をしなければならないからであります。例えば授業のユニバーサルデザイン化をいち早く導入し、教職員の研修会を通して理解を深め、市内全小学校に広まるよう取り組んでいる全国の自治体もあります。この授業のユニバーサルデザイン化というのは、通常の学級の授業において特別支援教育の視点を生かした指導、支援の工夫を図ることにより、特別な教育的支援が必要な子供だけではなく全ての子供にとって分かる・できる授業を構築することであると、そのように言われているからであります。このことが、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習と位置づけられているのです。

特にユニバーサルデザインは、2021年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、学校における心のバリアフリーの教育を推進する運びとなったとも言われているのです。実際白浜町では、通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童・生徒については、校内の支援体制の整備に努め、個別の指導計画や個別の教育支援計画、つなぎ愛シートを作成し、障害の特性に応じた効果的な指導に取り組まれていることもよく理解しています。

そこで白浜町の各学校では、教師の専門性を高めるため、どのような研修や取組が実施されていることでしょうか。当局の答弁を求めます。

4番目、特別支援教育支援員の活用について質問させていただきます。

国の特別支援学級におけるクラス編制基準は、教師1人に対して児童8名と規定されています。しかしながら、年齢や学年、さらには障害の程度が異なる児童に対して、教師の負担も増加していることでもあります。教師の負担軽減と子供たち一人一人に応じたきめ細かい指導、教育指導や充実を図るために、現在、町内の小学校、中学校には特別支援教育支援員と呼ばれる方々が各校に21名配置されています。この制度は本町の独自予算で配置されていることでもあります。実際のところ、この取組は、教師だけでなく子供たちにとりましても、特別支援学級の環境整備をより一層推進することにもつながっていることと存じます。しかしながら、このようなすばらしい取組も、学校の規模等によっては、特別支援教育支援員の

短時間配置、あるいは配置されていない学校もあります。

そこでインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、一人一人の子供の障害を理解し、発達段階に応じた指導がさらにできるよう、特別支援教育支援員の拡充が求められていることではないでしょうか。また、特別支援教育支援員対象の研修会を年2回実施し、支援員のスキルアップにもつながったと、そのように報告されていますけども、具体的にどのような研修を実施し、スキルアップへとつながったのでありましょうか。当局の答弁を求めます。

5番目、家庭と学校の連携について質問させていただきます。

昨今、発達障害の児童・生徒の増加に伴い、子供の発達に不安や悩みを持つ保護者は少なくありません。また、子供の就学先を決定する際、子供が新しい生活環境に適応できるかどうかと懸念されるケースもたくさんあります。白浜町の取組といたしましても、幼稚園・保育園・小学校・中学校及び関係機関の連携をより一層進め、就学児童の充実を図っておられることでありましょう。特に小学校での生活は6年間という時間を長きにわたって過ごすこともあり、子供だけでなく、その保護者との関係性も築いていかなければなりません。白浜町内の小学校では入学後1か月間、スタートプログラムという取組がなされていますが、障害を持つ子供や、そうでない子供たちに、どのような効果がもたらされていることありましょうか。

さらには、発達障害を持つ児童・生徒を支援していくためには、家庭と学校における連携がますます重要となってくることでありますけども、保護者に対して、教育相談をはじめ就学先の決定、あるいは決定後も柔軟に就学先を見直していくことを、総合的判断と呼ばれていますけども、そのように見直していくことを含め、どのような取組がなされていることありましょうか。

また、障害を持つ児童・生徒の学校生活における環境整備等も十分に取組まれていることありましょうか。そのような視点も重要な要素であると思うわけでありましょうけども、当局の答弁をお願いいたします。

6番目、発達障害等への理解について。

2016年（平成28年）に、障害者差別解消法が施行されたことに伴い、学校においても合理的配慮や基礎的環境整備が充実されることになり、子供一人一人の障害の状態や教育環境に応じて柔軟に対応されてきたことと存じますけども、さらなる共生社会の実現に向けて、地域の人々やほかの保護者への啓発活動が必然となってくることと強く思います。具体的に言えば、毎日の登下校時の地域の見守り等が大切な役割となってきます。また、子供たちの居場所は学校だけでなく、放課後児童クラブや習い事と多岐にわたっています。そこで地域で子供を見守るためにも、発達障害への理解をさらに広げる取組が必要であると思うのですけども、白浜町ではどのような取組がなされていることありましょうか。当局の答弁を求めます。

7番目、最後、結として、共生社会の実現を目指してというテーマで質問いたします。

これらの共生社会に向けて、特に教育分野においては、一人も置き去りにしない教育の実現が求められています。幸いなことに、本町の学校教育の重点目標にも、特別な支援を要する児童・生徒の課題を学校経営の柱に据え特別支援教育を推進すると、はっきりと明記されています。

先日配布された令和3年度教育委員会事務事業等・点検評価報告書におきましても、特別支援教育の推進という重点目標の評価は最高のA評価がつけられており、日々の取組が充実していることがよく伺えることでもあります。この場をお借りいたしまして、関係各位の皆様方には本当に心より感謝申し上げる次第です。

ところで、今年の8月、国際連合において、日本政府は障害者の権利に関する条約について初めての審査を受けたところ、「障害のある子供にインクルーシブ教育の権利を保障すべき」という勧告がなされました。ほかの先進諸国と比べて、私たちの国では、まだまだインクルーシブ教育システムに対する取組や認識が不十分であったかもしれません。

今後、障害のある子供が地域の学校に普通に通える環境を整えるために、現代の学校のどこをどう変えなければならないのか、あるいは補わなければならないのか。そのための具体的な目標、予算、スケジュール等を検討する必要があるのではないかと私は強く思います。

確かに、白浜町のような小規模な自治体では、様々な面で難しいことも、また事実あり得ることでありましょう。しかしながら、ある専門家の見識によれば、インクルーシブ教育はプロセスであり、できるところから1つずつ進めていくことに意味があると申されています。国レベルでできること、自治体レベルでできること、学校でできること、そして個人でできること、それぞれがあります。障害を持つ子供もそうでない子供も全ての子供たちが白浜町で生まれてよかったと、心からそう思える共生社会の実現を目指していけるようなまちづくりを心から強く願いながら、最後に当局の答弁をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

小森君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

小森議員より、特別支援教育への取組についてご質問をいただきました。ご答弁申し上げます。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別のニーズのある児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。共に学ぶ場合は、それぞれの子供が授業内容を分かたり、学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうかを最も大きな視点となります。そのために、環境整備としては、小中学校における通常学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが必要です。

白浜町では、和歌山県教育委員会に教育環境整備について強く要望し、令和3年度には通級指導教室の新規設置、令和4年度には特別支援学級の新設等を行っていただきました。また、現在、白浜町には、通級指導教室が白浜第一小学校と西富田小学校にあります。この2校を拠点としまして、白浜第一小学校、西富田小学校の児童以外に、白浜第二小学校、北富田小学校、富田小学校の児童が在席しています。今後できる限り学びの場を保障していきたいと考えています。

2 番目のご質問、小中学校における特別支援学級の現状について答弁いたします。

令和4年度につきましては、知的障害児学級が小学校では7学級、中学校で4学級、自閉症・情緒障害学級は小学校で7学級、中学校で2学級と合わせて20学級あります。在籍者につきましては、知的障害・情緒障害学級を含めて、小中学校で53名在籍しております。

3 番目のご質問、特別支援教育における教師の専門性について答弁いたします。

教員の資質、能力の向上を目指し、和歌山県教育センター学びの丘が主催する研修講座に、特別支援教育担当教員研修、特別支援教育スキルアップ研修講座、通常の学級で進める特別支援教育研修講座等がございます。必修研修から選択研修まで幅広く行われていますので、特別支援担当教員にかかわらず全ての先生方を対象とした研修もあり、各校から参加できるようになっています。

白浜町内におきましても、白浜町教育研究会、統一部会等で各校の特別支援学級担任が集まり、日々の実践や研修を行う機会を設けています。また、児童・生徒の困り事の解消に向けて、和歌山県立はまゆう支援学校の教員に来校していただき、学習支援、生活支援のアドバイスをいただくこともあります。これからも校内研修、校外研修を含め、専門性の向上に向けて、教員の資質、能力の向上を目指していく必要があると考えています。

4 番目のご質問、特別支援教育支援員について答弁いたします。

特別支援学級にかかわらず、通常学級においても、個別対応を必要とする児童が増加していく中、特別支援教育支援員の役割は大きくなっています。白浜町においても各校から支援員配置希望を受け、希望に沿えるよう努めているところです。

特別支援教育支援員研修につきましては、服務規律について、特別支援教育支援員の役割、発達障害のある児童・生徒に対する学習支援、学習活動や教室間移動等における介助、児童・生徒の健康、安全確保、運動会、修学旅行等の学校行事における介助等について研修しております。また、学級担任との連携の仕方や子供と関わる上で大切にすることなど、事例を挙げて考えるようにしています。

交流会では、各校の特別支援教育支援員が自校の取組や日々の実践で気をつけていること等について話し合っています。学校規模が違う中、小規模校は大規模校の実践から刺激を受け、大規模校は小規模校の取組のアイデアをもらう貴重な機会となり、日々を振り返り、新しい取組を進めていくOJTの場となっています。

5 番目の質問、家庭と学校の連携について答弁いたします。

スタートカリキュラムにつきましては、小学校に入学した子供たちが小学校に慣れ、安心して新しい学校生活を送っていくためのカリキュラムです。身近な友達や教員との関わりから集団づくり、教室から学校全体へ学びを広げていけるように、徐々にステップアップしていけるよう、週ごとに狙いを設定しています。また、子供の発達を踏まえ、時間割や学習活動の工夫も行っています。保護者に対しても来週の予定を前もってお知らせし、見通しを持てるように対応しています。楽しく、安心して過ごせる環境づくりに努め、児童の成長、自立へとつなげていけるよう日々努めています。

就学先の決定では、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人と保護者の意見、専門的見地からの意見、学校や地域の状況を踏まえた総合的な視点から就学先を決定することが適当であるとなっています。

白浜町では、就学先の決定に向け、協議する場として、医師、和歌山県紀南児童相談所児童心理士、和歌山県立はまゆう支援学校長、和歌山県立南紀支援学校長等で構成する白浜町教育支援委員会を7月、11月に開催しています。7月の内容は、11月の委員会で協議予定の児童・生徒について、情報交流及び就学先の決定に向けて研修を行っています。ただ、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大により中止いたしました。11月には9名の委員、各園、各校の代表が出席して、対象児童・生徒の就学先について協議を行っています。

小学校の入学に当たって、支援学校または支援学級が適当と判断された園児については、白浜町教育支援委員会の判断を、教育委員会の指導主事、園長が保護者に伝え、保護者からの意見を丁寧に聞き取るようにしています。その際には、就学先の決定の仕組みについて、和歌山県教育委員会パンフレット、「みんなのねがい はずむ笑顔 すべての子どもに豊かな教育を」を基に説明し、就学先の変更にも触れて、白浜町教育委員会でも相談を受けられることを話しています。白浜町教育支援委員会の判断までには、教育委員会指導主事が、施設、園への訪問を重ね、状況を把握し、保護者の相談も受けています。

最後に、共生社会の実現について答弁いたします。

障害のある子供たちがその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加することができるよう、医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子供の教育の充実を図ることはとても重要なことです。特別支援教育をめぐる状況の変化も踏まえ、特別支援教育を進展させていくために、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実、整備を進めていくことが必要だと思っています。学習上または生活上の困難さがある児童・生徒には、障害の有無にかかわらず周囲の理解と支援が必要であり、個々の児童・生徒と向き合えるような学校づくりを進めていきたいと考えています。

共生社会の形成に向けて大切なのは、みんなが知ること、みんなが想像すること、みんなが考えること、みんなが取り組むことだと思います。近隣市町村の教育支援、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を組み合わせ、子供一人一人のニーズに応えていけるよう努めていきたいと思っています。

○議 長

番外 民生課長 中本君（登壇）

○番 外（民生課長）

6番目のご質問にご答弁申し上げます。

議員より、発達障害への理解についてご質問をいただきました。

白浜町では、発達障害や知的障害などのある児童が利用する放課後等デイサービスの利用者数は年々増加しており、令和4年11月1日現在で、高校生等を含め65名の支給決定を行っています。

発達障害は、自閉症スペクトラム症や注意欠陥多動障害、学習障害など行動面や情緒面に特徴があることで、保護者が育児の悩みを抱えたり、子供自身が生きづらさを感じたりする

場合があります。しかし、障害の特性に応じて周囲の人や環境の配慮や工夫があれば、日常生活の困難を低減することができるかとされています。

町では、田辺・西牟婁圏域市町と連携し、障害を抱える子供やその家族、関係者の相談窓口として、西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわの開設や、どのような障害をもってしてもこの地で安心して生活できるようにするために、課題となっていることを話し合っ解決を目指す組織である、田辺・西牟婁圏域の1市4町（田辺市、みなべ町、上富田町、すさみ町、白浜町）及び福祉関係団体で構成された西牟婁圏域自立支援協議会の子ども部会において、研修会などの開催に参加し、発達障害を含めた障害への理解、啓発に努めているところです。また、発達障害に限らず障害への理解啓発イベントとして、令和4年11月3日から6日にかけて、「白良浜 de ひらひら Tシャツアート展」を昨年引き続き開催しました。

当町としましては、こうしたイベントや研修会等を通じて、発達障害を含め、障害者への理解促進に努めてまいりたいと考えています。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば許可いたします。

○議 長

10番 小森君

○10 番

もう再質問ではありませんけど、最後に一言述べさせていただきます。

先ほども申しましたけども、一人も置き去りにしない教育というのが、本当に共生社会を目指す上で最も大切な視点であります。先の9月の定例会では、小学校、中学校の学力テストについて質問させていただきました。本当に当町の教育委員会をはじめ、現場の学校の先生、関係者の方々が、日々子供たち、保護者のために懸命に努めてくださっています。それだけに、やはり白浜町が子供たちの教育環境の隅々に至るまで、本当に素晴らしい教育環境を整えていけるように、今後とも町と一体となってそのような取組に努めていただきたい。

そしてひいては、和歌山県内の中で本当に教育的な環境が、白浜町が先進地となるようなそういう取組につながっていくように心から強く願い、私の質問を終わりにさせていただきます。

以上です。

○議 長

小学校・中学校における特別支援学級の環境整備と支援についての質問が終わりました。

以上で、小森君の一般質問を終わります。

一般質問は、これをもちまして終結いたします。

本日はこれをもって散会とし、次回は12月20日火曜日、午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。次回は、12月20日火曜日午前10時に開会いたします。

議長 正木 秀男は、13時50分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和4年12月16日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員